

黒石市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則をここに公布する。

令和8年1月27日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第1号

黒石市立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 地域住民 対象学校の通学区域（黒石市立小・中学校の通学区域に関する規則（昭和57年黒石市教育委員会規則第3号）第2条第1項に規定する通学区域をいう。）に住所を有する住民をいう。
- (3) 保護者 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者をいう。

(設置)

第3条 黒石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定により、黒石市立学校（以下「学校」という。）に協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1つの協議会を置くことができる。

(協議会の役割)

第4条 協議会は、教育委員会及び対象学校の校長（以下「校長」という。）の権限と責任の下、地域住民、保護者等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、対象学校と地域住民、保護者等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童又は生徒の健全育成に取り組むものとする。

(組織)

第5条 協議会は、9人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 地域学校協働活動推進本部又は地域学校協働活動推進支部（黒石市地域学校協働活動の実施及び推進に関する要綱（令和5年黒石市教育委員会告示第2号）第2条に規定する組織をいう。）の活動に携わる者その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 校長

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の任期は、委嘱の日から翌々年の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動又は宗教活動に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言

動を行うこと。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。ただし、第6条第1項第4号に掲げる者を会長及び副会長に選出することはできない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する者は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議の会議録を作成し、対象学校に5年間保管しなければならない。

(会議の公開)

第10条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。

(1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により、協議会が公開すべきでないと認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 会議を傍聴する者は、当該会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第11条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象学校の経営計画に関する事項

(2) 対象学校の組織編成に関する事項

(3) 対象学校の施設及び設備の管理に関する事項

2 校長は、法第47条の5第6項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見聴取)

第12条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により、対象学校の運営に関する

事項について、教育委員会に対して意見を述べるとき、又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴くものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第13条 法第47条の5第7項の対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項
(特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。)

(2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項
(学校運営に関する評価及び情報提供)

第14条 協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、毎年度終了後速やかに教育委員会に対し、協議会の運営状況を報告しなければならない。

3 協議会は、地域住民、保護者等に対し、自らの活動状況に関する情報の提供に努めなければならない。

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修を行うものとする。

(指導、助言等)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、協議会に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申出があったとき。

(2) 委員が第7条の規定に違反したとき。

(3) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(事務局)

第18条 協議会の事務局は、対象学校に置く。ただし、第3条ただし書の規定により2以上の学校について1つの協議会を置く場合は、当該学校が協議して事務局を置く対象学校を決めるものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第9条第1項の規定にかかわらず、協議会が新たに組織される場合の最初の会議は、教育長が招集する。

(黒石市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

3 黒石市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和39年黒石市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条の2」を「第20条」に改める。

第20条の2を削る。